

「差別」かどうかの判断は？



1 「**正当な理由**」があれば、**差別**にはなりません

【正当な理由とは？】

誰が見ても「そうするしかない」と思える理由です。

2 **負担**が重すぎる**ときは配慮**ができなくても**差別**にはなりません

【負担が重すぎるかどうかの判断は？】

配慮するための人手や費用の負担など、全体的に考えます。

「正当な理由」があつて障がいのない人と異なる対応をするときや、「負担が重すぎて」配慮できないときは、サービスを提供する人は、障がいのある人に説明して理解してもらうことが大切です。

「障がい者の差別に関する相談窓口」

場 所

宮崎県障害者社会参加推進センター内
(宮崎県福祉総合センター4階)

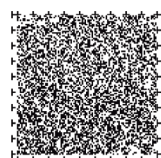
受け付け時間

午前9時から午後5時まで
※土・日、祝日、年末年始は除きます。

対応方法

電話 0985-23-3388
ファックス 0985-55-0258
電子メール soudan@miyashinren.jp
※来所される場合は、事前に御連絡ください

一人ひとりが障がいのことを理解して、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、障がいのある人だけではなく、高齢者や子どもなど全てのの人に暮らしやすい社会になっていきます。
障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県をつくりましょう！



Uni-Voice

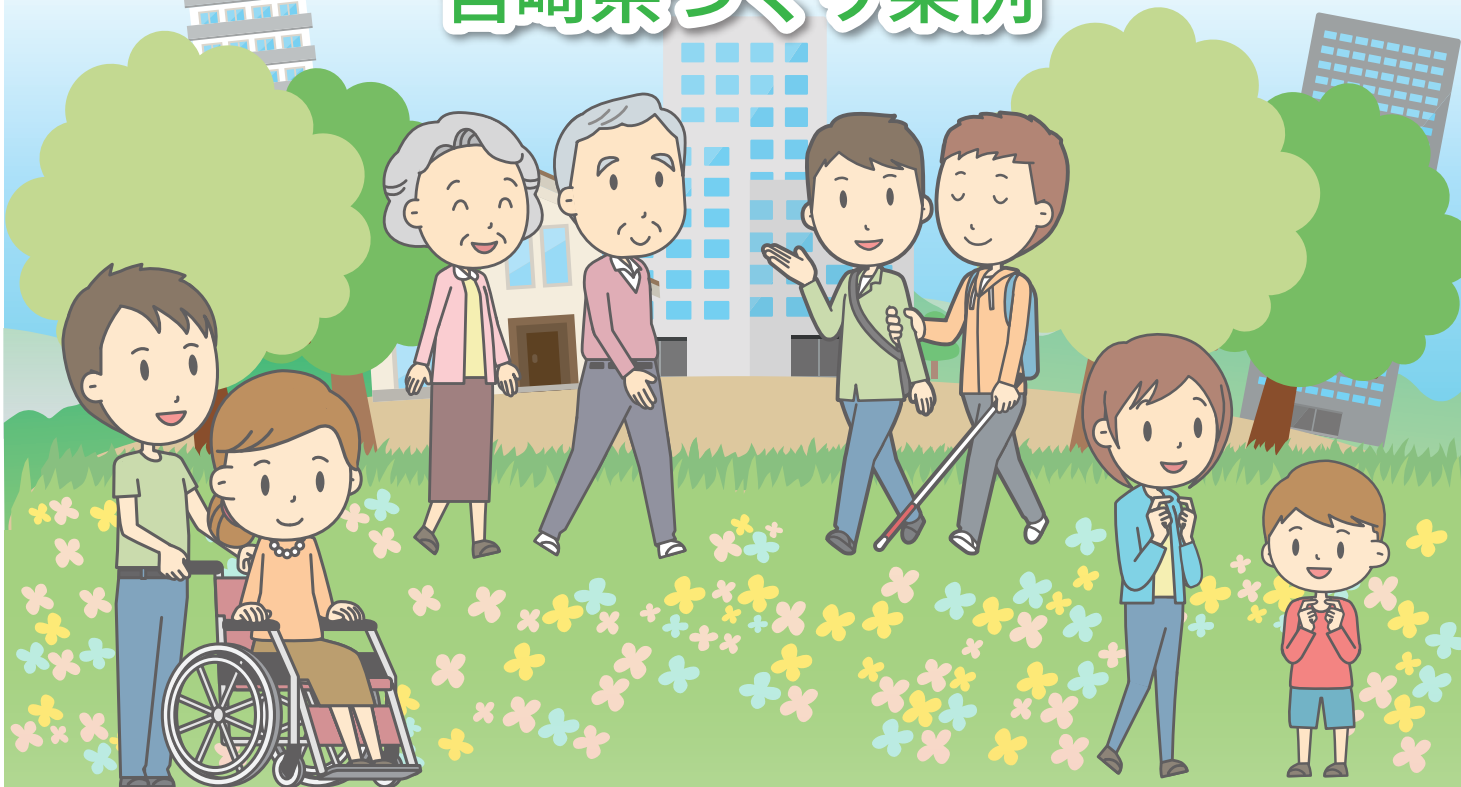
条例についてのお問合せ先

宮崎県障がい福祉課

【電話】0985-32-4468 【ファックス】0985-26-7340
【電子メール】shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい

宮崎県づくり条例

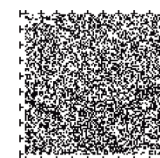


この条例は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)とともに、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指しています。

条例の対象となる「障がい者」とは？

身体障がい(視覚障がい、聴覚・言語障がい、盲ろう、肢体不自由、内部障がいなど)、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病を原因とする障がい、その他の体や心の働きに障がいがある人で、その障がいや社会的障壁(障がいのある人にとって、毎日の生活や活動を送る上で妨げとなるようなもの。例えば、段差や難しい漢字ばかりの書類など)によって、継続的に毎日の生活や活動に相当な制限を受けている人を対象としています。

※このような人であれば、障害者手帳を持っていない人も対象になります。



Uni-Voice

宮 崎 県

この条例では、 「障がい者による差別」を禁止しています。

「障がい者による差別」には、次の2つがあります。

- 1 障がい者による不利益な取扱い
- 2 合理的な配慮の不提供

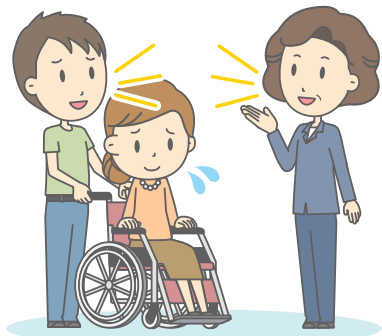
1 障がい者による不利益な取扱い

障がいがあるというだけで、正当な理由なく、サービスの提供を断ったり、条件を付けたりするなど、障がいのない人と異なる対応をすることです。
条例では具体的に10の分野を定めています。

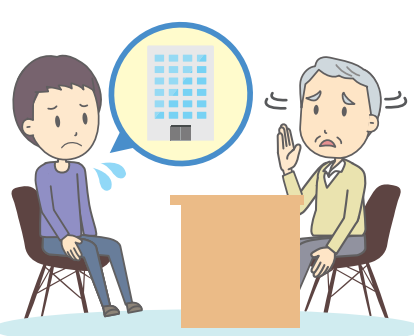
- | | | |
|---------|--------|--------------|
| ○福祉サービス | ○医療 | ○商品販売・サービス提供 |
| ○労働者の雇用 | ○教育 | ○建物等 |
| ○不動産の取引 | ○情報の提供 | ○公共交通機関 |
| | ○情報の受領 | |

「差別」と考えられる例

- 障がいのある本人ではなく、付き添いの人とばかり話をされた。



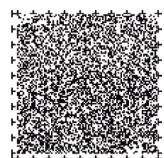
- アパートの契約で、障がいがあることを伝えると部屋を貸してくれなかった。



- 電車やバスに乗る際、付き添いの人がいないと乗車できないと言われた。



※平成27年度に実施した「障がい者に対する望ましい配慮等に関するアンケート」結果などを参考にしています。



2 合理的な配慮の不提供

合理的な配慮とは？

障がいのある人へのサービスの提供時に、障がいのある人から「手助けが必要です」と言われたときに、負担が重すぎない範囲で、手助けをすることです。

正当な理由なく、「合理的な配慮」をしないことは差別になります。

「手助けが必要です」はどうやって伝えるの？

○その人の伝えやすい方法で伝えます。(声・文字・手話・触手話・点字・指点字・手書き文字・身振り手振りなど)

○障がいのある人の家族や関係者が代わりに伝えることもあります。

「ヘルプマーク」は手助けが必要な方のマークです

ヘルプマークを身につけた人を見かけた場合は、バスなどで席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

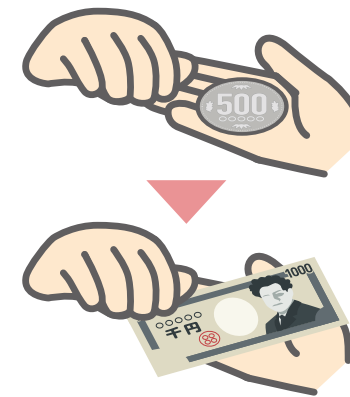


「合理的な配慮」と考えられる例

- 飲食店などで、車いす用スペースを作る。



- お金を渡すときに、お金の種類別に直接手に渡す。



- 災害で避難するための情報を伝えるときに、障がいの状態に合わせた方法で伝える。



※平成27年度に実施した「障がい者に対する望ましい配慮等に関するアンケート」結果などを参考にしています。

車いすや白杖などを使っている人や、困っている人を見かけたら、手助けが必要か、自分から声をかけましょう！

